

こちら
町長室「第1回寄居若者会議」
開催!寄居町長
花輪利一郎

町では、今年度から始まった『第6次寄居町総合振興計画』に位置づけられている「共創の姿勢」を推進するため、若い世代で構成される「寄居若者会議」を開催することとし、6月10日に第1回目の会議を行いました。

若者会議の目的は「寄居町をもっと盛り上げたい」「寄居町のために何かしたい」といった思いを持つ若い世代にさまざまなアイデアを出していただき、寄居町の魅力を体感できるような仕掛けやイベント等を実行することで、地域を盛り上げていくことです。

会議のメンバーには、公募による大学生、会社員、地元商工会職員、町若手職員に加え、川越市の東京国際大学商学部・伊藤匡美教授のゼミに所属する学生にもご参加いただき、総勢29人でのスタートとなりました。

寄居町に限らず、各自自治体は現在、人口減少、少子高齢化等、これまでにない厳しい状況に直面しております。そのため、これからのまちづくりは、発想の転換が必要であると考えております。この「寄居若者会議」は、町内在住・在勤等を問わず、若い世代の柔軟な発想、視点に基づく「まちづくり」の新たな取り組みとなります。会議のコーディネーターには「まちとひと 感動のデザイン研究所」代表の藤田とし子氏をお迎えし、委員の皆さんの熱い思いや、アイデアを余すことなく発揮できるようなご指導を期待しております。

会議は、年間10回程度を予定しております。今後、委員の皆さんには、まず寄居町のことを知っていただき「寄居町の大ファン」になっていただきたいと考えております。そしてさらに、委員の皆さんの力で「寄居ファン」を増やしていただきたい。皆さんが好きになってくれた町であれば、ほかの人もきっと好きになってくれるはずです。これにより、寄居町が活性化する取り組みになれば、これほど嬉しいことはありません。若い世代の視点を生かしたまちづくりの取り組みが、多様性に満ちた有意義なものとなることを大いに期待しております。

児童扶養手当・特別児童扶養手当を
受給されている皆さんへ

現況届をご提出ください!

現況届(所得状況届)とは、児童扶養手当と特別児童扶養手当を受給している方が、8月分以降も継続して手当を受給するために必要な届出です。現在受給されている方には、手続きの案内等を送付しますので、現況届に必要書類(世帯全員の住民票等)を添付して、子育て支援課へ提出してください。
※提出がない場合、8月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

児童扶養手当とは

父母の離婚、父または母の死亡等によって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父、または母に一定の障害があるときに支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

特別児童扶養手当とは

精神、または身体に一定の障害がある子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

対象となる子ども

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または一定の障害がある20歳未満の児童。

■受付期間(土・日曜日、祝日を除く)

児童扶養手当

8月1日(火)～31日(木)

特別児童扶養手当

8月14日(月)～9月11日(月)

■受付場所

子育て支援課

■集中受付日

日時/8月17日(休)午前9時～午後6時45分

場所/役場4階401会議室

※混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

■手当の支給予定月(8～11月の4カ月分)

○児童扶養手当 12月11日(月)

○特別児童扶養手当 11月10日(金)

■問い合わせ

子育て支援課 ☎581・2121内線133)

熱中症にご注意ください!☀

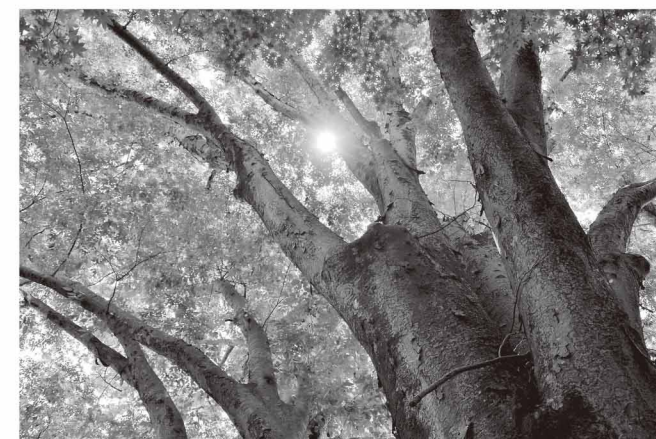
熱中症とは、体温の調節機能が不十分になり、体内水分や塩分のバランスが崩れることで現れる症状のことです。昨年4～10月、県内では2,573人の方が熱中症により救急搬送されました。熱中症は7、8月に多く発生し、特に身体が暑さに慣れない梅雨明けの蒸し暑い時期に急増します。熱中症の対処・予防法を身に付け、自分自身はもちろん周りの人も熱中症から守りましょう。

■こんな症状があったら、医療機関に相談しましょう。

重症度	症 状
軽度	めまい、立ちくらみ、手足がしびれる、汗が止まらない、気分が悪い、ボーっとする
中等度	頭痛、吐き気、体がだるい(倦怠感)、虚脱感、意識が何となくおかしい
重度	意識がない、けいれん、体が熱い、呼びかけに対し返事がおかしい、まっすぐに歩けない

町では、防災無線で熱中症の注意喚起を行っています。スポーツ等、行事を実施するときは、気温や参加者の体調を考慮して熱中症を防ぎましょう。

■問い合わせ/保健福祉総合センター ☎581・8500)



熱中症予防5つのポイント

- ①上手にエアコンを使って、室内の温度調節をしましょう(室温の目安28度)。
- ②高温に関する気象情報を活用し、暑さから身を守りましょう。
- ③のどが渇く前に、水分をこまめに補給しましょう。
- ④「体調がおかしい」と思ったら涼しいところに避難し、医療機関に相談しましょう。
- ⑤集団活動の場では、周りの人の体調にも気を配りましょう。

7月は

「社会を明るくする運動」

の強調月間です。

～ 犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ ～

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。法務省が主唱し、運動の趣旨に賛同したさまざまな団体の参加・協力のもとに行われ、今年で67回目を迎えます。

運動の副題に「～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を添えることにより、より分かりやすく効果的な推進を目指しています。



7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間です。(※詳しくはHPをご覧ください)

犯罪からの立ち直りには、彼らを見守り支える地域の温かい心が必要です。また、彼らが立ち直り、二度と犯罪を起こさなければ、私たちが暮らす地域も安全で安心なものになります。

期間中、町では深谷地区保護司会寄居支部や寄居地区更生保護女性会を中心に関係団体との合同パレードをはじめ、学校訪問・街頭広報活動などが行われます。

皆さんで対話とふれあいの輪を広げ、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

■問い合わせ/健康福祉課 ☎581・2121内線121)